

防衛装備庁公示第44号
令和4年 9月 9日
一部改正：防衛装備庁公示第133号
令和7年11月11日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 青柳 肇

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27. 10. 1）第2. 2項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品等に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管

理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
キ 過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

1/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
1	89式魚雷(B)の製造に係る契約	ア	H27.10.1	89式魚雷(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第11号(H27.10.1)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
2	12式魚雷の製造に係る契約	ア	H27.10.1	12式魚雷の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
3	07式垂直発射魚雷投射ロケットの製造に係る契約	ア	H27.10.1	07式垂直発射魚雷投射ロケットの製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
4	80式空対艦誘導弾の製造に係る契約	ア	H27.10.1	80式空対艦誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
5	93式空対艦誘導弾(B)の製造に係る契約	ア	H27.10.1	93式空対艦誘導弾(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
6	04式空対空誘導弾の製造に係る契約	ア	H27.10.1	04式空対空誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		

対象契約一覧表

2/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
7	04式空対空誘導弾(キャプティブ弾)の製造に係る契約	ア	H27.10.1	04式空対空誘導弾(キャプティブ弾)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第11号(H27.10.1)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
8	99式空対空誘導弾(B)の製造に係る契約	ア	H27.10.1	99式空対空誘導弾(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
9	01式軽対戦車誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	01式軽対戦車誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
10	03式中距離地对空誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	03式中距離地对空誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
11	11式短距離地对空誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	11式短距離地对空誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
12	12式地对艦誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	12式地对艦誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		

対象契約一覧表

3/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
13	81式短距離地对空誘導弾(B)に係る契約	ア	H27.10.1	81式短距離地对空誘導弾(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第11号(H27.10.1)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
14	81式短距離地对空誘導弾、81式短距離地对空誘導弾(B)及び81式短距離地对空誘導弾(C)用部品に係る契約	ア	H27.10.1	81式短距離地对空誘導弾、81式短距離地对空誘導弾(B)及び81式短距離地对空誘導弾(C)用部品の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
15	81式短距離地对空誘導弾(C)に係る契約	ア	H27.10.1	81式短距離地对空誘導弾(C)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
16	87式対戦車誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	87式対戦車誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
17	91式携帯地对空誘導弾(B)に係る契約	ア	H27.10.1	91式携帯地对空誘導弾(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
18	91式携帯地对空誘導弾用縮射弾に係る契約	ア	H27.10.1	91式携帯地对空誘導弾用縮射弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		

対象契約一覧表

4/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
19	携帯地对空誘導弾及び近距離地对空誘導弾用部品(構成品)に係る契約	ア	H27.10.1	携帯地对空誘導弾及び近距離地对空誘導弾用部品(構成品)の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第11号(H27.10.1)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
20	96式多目的誘導弾システムに係る契約	ア	H27.10.1	96式多目的誘導弾システムの製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
21	基地防空用地対空誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	基地防空用地対空誘導弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
22	中距離多目的誘導弾に係る契約	ア	H27.10.1	中距離多目的誘導弾の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
23	短SAMシステム3型Aの製造に係る契約	イ	H27.10.1	短SAMシステム3型Aの製造に必要となるライセンス実施権をオランダ国タレス ネーデルランド社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。		
24	93式空対艦誘導弾用部品の製造に係る契約	キ	H28.9.8	契約履行に必要となる93式空対艦誘導弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示 第38号(H28.9.8)	

対象契約一覧表

5/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
25	90式艦対艦誘導弾用火工品等の製造に係る契約	エ	H28.10.24	90式艦対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第52号(H28.10.24)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
26	91式空対艦誘導弾用火工品等の製造に係る契約	エ	H28.10.24	91式空対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。		
27	88式地対艦誘導弾用部品(構成品)の製造に係る契約	エ	H28.10.24	88式地対艦誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。		
28	魚雷投射ロケットMK3MoD3-N改の製造に係る契約	ア	H28.10.24	魚雷投射ロケットMK3MoD3-N改の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
29	短SAMシステムESSM化器材(FCS)の製造に係る契約	エ	H28.10.31	短SAMシステム2型の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第57号(H28.10.31)	
30	短SAMシステム3型等の機能性能向上器材の製造に係る契約	エ	H28.10.31	短SAMシステム3型の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。		

対象契約一覧表

6/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
31	AAM－5Bの製造に係る契約	ア	H30.1.9	AAM－5Bの製造に必要なとなる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第78号(H30.1.9)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
32	AAM－5B(キャプティブ弾)の製造に係る契約	ア	H30.1.9	AAM－5B(キャプティブ弾)の製造に必要なとなる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
33	AAM－5Bテレメータ弾の製造に係る契約	ア	H30.1.9	AAM－5Bテレメータ弾の製造に必要なとなる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
34	03式中距離地对空誘導弾(改善型)の製造に係る契約	ア	H30.8.1	03式中距離地对空誘導弾(改善型)の製造に必要なとなる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第36号(H30.8.1)	
35	12式地对艦誘導弾初度部品の製造に係る契約	キ	H30.8.29	契約履行に必要なとなる12式地对艦誘導弾初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示 第44号(H30.8.29)	
36	81式短距離地对空誘導弾(B)用部品(構成部品)の製造に係る契約	キ	H30.8.29	契約履行に必要なとなる81式短距離地对空誘導弾(B)用部品(構成部品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。		

対象契約一覧表

7/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
37	91式携帯地对空誘導弾用部品(構成品)の製造に係る契約	キ	H30.8.29	契約履行に必要な91式携帯地对空誘導弾用部品(構成品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第44号(H30.8.29)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
38	中距離多目的誘導弾初度部品の製造に係る契約	キ	H30.9.19	契約履行に必要な中距離多目的誘導弾初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第51号(H30.9.19)	
39	11式短距離地对空誘導弾初度部品の製造に係る契約	キ	H30.9.21	契約履行に必要な11式短距離地对空誘導弾初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第55号(H30.9.21)	
40	12式魚雷整備用器材の製造に係る契約	ア	H30.10.22	12式魚雷整備用器材の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示第63号(H30.10.22)	
41	基地防空用地対空誘導弾用訓練弾の製造に係る契約	キ	R1.5.27	契約履行に必要な基地防空用地対空誘導弾用訓練弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第9号(R1.5.27)	
42	18式魚雷整備用器材の製造に係る契約	ア	R1.8.8	18式魚雷整備用器材の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示第28号(R1.8.8)	

対象契約一覧表

8/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
43	ブラストテストミサイル90式艦対艦誘導弾形の製造に係る契約	キ	R1.10.17	契約履行に必要なブラストテストミサイル90式艦対艦誘導弾形の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第43号(R1.10.17)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
44	18式魚雷の製造に係る契約	ア	R1.10.30	18式魚雷の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示第48号(R1.10.30)	
45	03式中距離地对空誘導弾(改善型)初度部品の製造に係る契約	キ	R1.11.26	契約履行に必要な03式中距離地对空誘導弾(改善型)初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	防衛装備庁公示第61号(R1.11.26)	
46	将来中距離空対空誘導弾の性能確認試験の試験器材の製造に係る契約	力	R2.3.17	将来中距離空対空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第81号(R2.3.17)	
47	ASM-3(改)試験器材の製造に係る契約	力	R2.7.10	ASM-3(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第15号(R2.7.10)	
48	新艦対空誘導弾の性能確認試験用器材(PS用)の製造に係る契約	力	R2.9.29	新艦対空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第34号(R2.9.29)	

対象契約一覧表

9/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
49	17式艦対艦誘導弾の製造に係る契約	ア	R2.10.2	17式艦対艦誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示 第37号(R2.10.2)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
50	12式魚雷用訓練頭部の製造に係る契約	ア	R2.10.2	12式魚雷用訓練頭部の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
51	艦対艦誘導弾等整備用器材の製造に係る契約	ア	R2.10.2	艦対艦誘導弾等整備用器材の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。		
52	12式地对艦誘導弾(改)用試験器材の製造に係る契約	カ	R2.10.22	12式地对艦誘導弾(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第43号(R2.10.22)	
53	エンジン試験器材の製造に係る契約	カ	R3.1.21	島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第69号(R3.1.21)	
54	多目的誘導弾システム(改)用性能確認用試験器材の製造に係る契約	カ	R3.1.21	多目的誘導弾システム(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。		

対象契約一覧表

10/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
55	計測確認弾の製造に係る契約	力	R3.1.21	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第69号(R3.1.21)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
56	ASM－3(改)全フェーズ試験用器材の製造に係る契約	力	R3.5.12	ASM－3(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第5号(R3.5.12)	
57	将来中距離空対空誘導弾の性能確認試験の試験用治具の製造に係る契約	力	R3.6.15	将来中距離空対空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第10号(R3.6.15)	
58	落下試験用ロケットモータ及びダミーロケットモータの製造に係る契約	力	R3.7.20	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術(その3)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第15号(R3.7.20)	
59	削 除					
60	簡易発射器材の製造に係る契約	力	R3.9.29	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示 第26号(R3.9.29)	

対象契約一覧表

11/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
61	エンジン計測器材の製造に係る契約	カ	R4.1.18	島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第71号(R4.1.18)	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
62	GNSSシミュレータ(滑空弾用)の製造に係る契約	カ	R4.5.11	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第15号(R4.5.11)	
63	ロケットモータ安全性試験用器材の製造に係る契約	カ	R4.6.1	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	防衛装備庁公示第23号(R4.6.1)	
64	コンフォーマルアレイの製造に係る契約	ア	R4.6.30	将来水中航走体用検出技術の研究において使用するコンフォーマルアレイの製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	防衛装備庁公示第25号(R4.6.30)	
65	12式地对艦誘導弾能力向上型技術試験用器材(その1)の製造に係る契約	カ	R4.9.9	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
66	12式地对艦誘導弾能力向上型技術試験用器材(その2)の製造に係る契約	カ	R4.9.9	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

12/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
67	新型水中自走標的の製造に係る契約	キ	R4.9.9	契約履行に必要な新型水中自走標的の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
68	艦船搭載用魚雷調整要具及び試験器12型の製造に係る契約	キ	R4.9.30	契約履行に必要な艦船搭載用魚雷調整要具及び試験器12型の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
69	ASM－3(改)性能確認試験器材(1)の製造に係る契約	力	R4.9.30	ASM－3(改)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
70	削 除					
71	削 除					
72	ASM－3(改)性能確認試験器材(2)の製造に係る契約	力	R4.10.6	ASM－3(改)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

13/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)	
73	試験評価器材の製造に係る契約	カ	R4.10.6	島嶼防衛用高速滑空弾の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334	
74	削 除						
75	魚雷艦上取扱要具の製造に係る契約	キ	R4.10.6	契約履行に必要な魚雷艦上取扱要具の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—		
76	12式地对艦誘導弾能力向上型(実用試験用)(その1)の製造に係る契約	カ	R4.10.12	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—		
77	投下投棄用AAM-4ダミー弾の製造に係る契約	ア	R4.12.23	投下投棄用AAM-4ダミー弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—		
78	多目的誘導弾システム(改)(実用試験用)(その1)の製造に係る契約	カ	R4.12.23	多目的誘導弾システム(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—		

対象契約一覧表

14/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
79	発射試験評価用器材の製造に係る契約	力	R4.12.23	多目的誘導弾システム(改)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
80	性能確認用試験器材(その1)の製造に係る契約	力	R4.12.23	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
81	第1次発射試験用器材の製造に係る契約	力	R5.1.19	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
82	誘導制御装置点検装置Ⅱ型の製造に係る契約	力	R5.4.28	ASM-3(改)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
83	12式地对艦誘導弾能力向上型技術試験用器材(その3)	力	R5.4.28	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
84	弾頭信管試験用器材(滑空弾用)の製造に係る契約	力	R5.5.19	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

15/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
85	削 除					・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
86	12式地对艦誘導弾能力向上型技術試験用 器材(その4)	カ	R5.6.28	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での 成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を 有することを証明できること。	—	
87	初期化インタフェース装置	エ	R5.6.28	新艦対空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該 防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有す ることを証明できること。	—	
88	ブラストテストミサイル17式艦対艦誘導弾形	キ	R5.6.28	契約履行に必要なブラストテストミサイル17式艦対 艦誘導弾形の製造図書(製造図面、組立図及び作業標 準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できるこ とが証明できること。	—	
89	アスロック模擬装置(07式)	キ	R5.7.11	契約履行に必要なアスロック模擬装置(07式)の製 造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料)を利用できることが証明できるこ と。	—	
90	ASM-3(改)実用試験用供試弾	カ	R5.7.19	ASM-3(改)の研究試作契約での成果を継承し、当 該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明 できること。	—	

対象契約一覧表

16/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
91	魚雷模擬(統合戦術訓練装置)	オ	R5.7.19	令和4年度に防衛省が締結した魚雷模擬(統合訓練装置)の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
92	12式地对艦誘導弾能力向上型(艦発型)の実用試験等用器材の製造(供試弾)に係る契約	カ	R5.7.28	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
93	削 除					
94	魚雷調定管制試験器TG-7の製造に係る契約	キ	R5.8.10	契約履行に必要な魚雷調定管制試験器TG-7の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
95	削 除					
96	自走式デコイ1型の製造に係る契約	キ	R5.8.10	契約履行に必要な自走式デコイ1型の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

17/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
97	12式地对艦誘導弾能力向上型(実用試験用)(その2)の製造に係る契約	カ	R5.9.1	12式地对艦誘導弾能力向上型の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
98	新型水中自走標的整備用器材の製造に係る契約	キ	R5.9.1	契約履行に必要な新型水中自走標的整備用器材の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
99	ASM-3A(仮称)訓練弾の製造に係る契約	ア	R5.9.1	ASM-3A(仮称)訓練弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	
100	多目的誘導弾システム(改)(実用試験用)(その2)に係る契約	カ	R5.9.1	多目的誘導弾システム(改)の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
101	基地防空用地対空誘導弾用整備器材の製造に係る契約	キ	R5.9.13	契約履行に必要な基地防空用地対空誘導弾用整備器材の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
102	対空射場管制装置の更新に係る契約	キ	R5.9.13	契約履行に必要な対空射場管制装置の更新の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

18/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
103	91式携帯地对空誘導弾(B)訓練器材に係る契約	キ	R5.9.27	契約履行に必要な91式携帯地对空誘導弾(B)訓練器材の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
104	中距離多目的誘導弾トレーナに係る契約	キ	R5.10.13	契約履行に必要な中距離多目的誘導弾トレーナの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
105	18式魚雷(B)整備用器材の製造に係る契約	ア	R5.10.17	18式魚雷(B)整備用器材の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	
106	飛しょう停止装置(滑空弾用)の製造に係る契約	カ	R5.11.15	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
107	第2次発射試験用器材(滑空弾用)の製造に係る契約	カ	R5.11.15	島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
108	91式携帯地对空誘導弾(B)初度部品の製造に係る契約	キ	R5.11.15	契約履行に必要な91式携帯地对空誘導弾(B)初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

19/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込み に必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)	
109	87式対戦車誘導弾用部品(構成品)の製造に係る契約	キ	R5.11.21	契約履行に必要な87式対戦車誘導弾用部品(構成品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334	
110	93式近距離地对空誘導弾の製造に係る契約	キ	R5.11.29	契約履行に必要な93式近距離地对空誘導弾の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—		
111	削 除						
112	18式魚雷(B)の製造に係る契約	ア	R5.12.22	18式魚雷(B)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—		
113	81式短距離地对空誘導弾用部品(構成品)	キ	R6.1.15	契約履行に必要な81式短距離地对空誘導弾用部品(構成品)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—		
114	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の性能確認用試験器材(その2)の製造に係る契約	カ	R6.1.15	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—		

対象契約一覧表

20/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
115	23式空対艦誘導弾の製造に係る契約	ア	R6.1.22	23式空対艦誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
116	島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)(実用試験用)の製造に係る契約	カ	R6.1.22	島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
117	目標観測弾(実用試験用)(その1)の製造に係る契約	カ	R6.1.22	目標観測弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
118	新近距離地对空誘導弾(実用試験用)の製造に係る契約	カ	R6.1.26	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
119	基地防空用地対空誘導弾(改)実用試験用供試弾の製造に係る契約	カ	R6.1.26	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
120	基地防空用地対空誘導弾(改)実用試験用器材の製造に係る契約	カ	R6.1.26	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

21 / 26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
121	発射試験用器材の製造に係る契約	カ	R6.2.7	極超音速誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
122	12式魚雷(魚雷防御機能等付与型)(その1)の試作に係る契約	ア	R6.2.26	12式魚雷(魚雷防御機能等付与型)(その1)の試作に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	
123	潜水艦発射型誘導弾(実用試験弾)の製造に係る契約	カ	R6.3.18	潜水艦発射型誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
124	目標観測弾の性能確認試験用器材	カ	R6.4.2	目標観測弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
125	目標識別処理用画像データ(その1)	カ	R6.4.2	目標観測弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
126	中SAM(改)能力向上の性能確認試験用器材(その1)の製造に係る契約	カ	R6.4.19	03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

22/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
127	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地対空誘導弾の性能確認用試験器材(その3)の製造に係る契約	カ	R6.6.25	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地対空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
128	島嶼防衛用新対艦誘導弾用試験器材(その1)の製造に係る契約	カ	R6.7.8	島嶼防衛用新対艦誘導弾の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
129	島嶼防衛用新対艦誘導弾用試験器材(その2)の製造に係る契約	カ	R6.7.8	島嶼防衛用新対艦誘導弾の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
130	島嶼防衛用新対艦誘導弾用通信システム総合確認器材の製造に係る契約	カ	R6.7.8	島嶼防衛用新対艦誘導弾の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
131	基地防空用地対空誘導弾用初度部品の製造に係る契約	キ	R6.9.10	契約履行に必要な基地防空用地対空誘導弾用初度部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
132	23式艦対空誘導弾の製造に係る契約	ア	R6.9.26	23式艦対空誘導弾の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

23/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
133	AAM-4訓練用ミサイルの製造に係る契約	キ	R6.11.21	契約履行に必要なAAM-4訓練用ミサイルの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
134	基地防空用地対空誘導弾用部品の製造に係る契約	キ	R6.11.28	契約履行に必要な基地防空用地対空誘導弾用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
135	新近距離地对空誘導弾(実用試験用)(その2)の製造に係る契約	カ	R7.1.9	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
136	12式地对艦誘導弾能力向上型の製造に係る契約	ア	R7.1.22	12式地对艦誘導弾能力向上型の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	
137	IIRシーカ確認用器材の製造に係る契約	カ	R7.3.7	島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
138	島嶼防衛用新対艦誘導弾用エンジンの製造に係る契約	カ	R7.3.7	島嶼防衛用新対艦誘導弾の要素技術の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	

対象契約一覧表

24/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
139	03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上(実用試験用)(その1)の製造に係る契約	カ	R7.7.1	03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
140	第1次発射試験用器材の製造に係る契約	カ	R7.7.1	島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
141	潜水艦発射型誘導弾の性能確認試験用器材(その1)の製造に係る契約	カ	R7.7.17	潜水艦発射型誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
142	中SAM(改)能力向上の性能確認試験用器材(その2)の製造に係る契約	カ	R7.7.17	03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
143	新近距離地对空誘導弾(実用試験用)(その3)の製造に係る契約	カ	R7.7.25	基地防空用地対空誘導弾(改)及び新近距離地对空誘導弾の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術及び設備等を有することを証明できること。	—	
144	12式地对艦誘導弾用部品(構成品)の製造に係る契約	ア	R7.7.31	12式地对艦誘導弾用部品(構成品)の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

25/26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
145	ASM－3A支援器材の製造に係る契約	エ	R7.7.31	ASM－3Aの試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334
146	ASM－3Aの製造に係る契約	ア	R7.10.7	ASM－3Aの製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	
147	艦対艦ミサイル艦上装置2形()の製造に係る契約	キ	R7.10.7	契約履行に必要な艦対艦ミサイル艦上装置2形の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
148	艦対艦ミサイル艦上装置3形()の製造に係る契約	キ	R7.10.7	契約履行に必要な艦対艦ミサイル艦上装置3形の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
149	艦対艦ミサイル艦上装置4形()の製造に係る契約	キ	R7.10.7	契約履行に必要な艦対艦ミサイル艦上装置4形の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	—	
150	97式魚雷整備用器材の製造に係る契約	ア	R7.11.6	97式魚雷整備用器材の製造に必要な武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	—	

対象契約一覧表

26／26

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	旧公示番号 ・年月日	提出先 (問合せ先)
151	島嶼防衛用新対艦誘導弾用試験器材(その3)の製造に係る契約	カ	R7.11.11	島嶼防衛用新対艦誘導弾の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術及び設備等を有することを証明できること。	—	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官付 誘導武器室 調達第1班 ・問合せ先 03(3268)3111 内線:35332 35334